

いなべ市情報誌

[リンク]

Link

5

2008 vol.53

「リンク」という名前は、きずな・輪・つながりを意味しています

平成20年度
施政方針
市民が主役のまちづくり予算

梅の花にうっとり

梅林公園「梅まつり」のひとつコマ。花びら一枚一枚が自分をアピールしているかのように美しく、そして力強く咲く梅の花。梅のほのかな香りと澄んだ空気を胸いっぱい吸い込んで満面笑みの家族をパチリ！

『ぼたんまつり』4/26～5/6もお楽しみに…

市民が主役の まちづくり予算 平成20年度

一般会計198億円（前年比12億5千万円増）

救急医療の充実にも配慮した教育・福祉重視の予算編成

好調が続く三重県北勢地域の一角を占める、元気ないなべ市を反映させた当初予算。

増加の主な理由は、学校整備事業、児童福祉施設建設事業や高金利の借金の早期返済などです。平成18年度にスタートした総合計画「新しいいなべいききプラン」を着実に実行する予算として、施策の実現に向け重点的に取り組むとともに、平成19年度に策定された「いなべ市行政改革大綱」に基づき行財政改革をさらに推進します。

歳出

投資的経費は、員弁西小学校、丹生川保育園、山郷保育所などの施設更新を行うことから、前年比29.1%増の34億円としています。また、福祉・医療・保健・教育が協働し、児童の発達支援をする「チャイルドサポート事業」、市民が安心して24時間医療を受診できる体制を維持するための「医療従事者緊急雇用対策事業」など、教育と福祉の充実を優先した予算としています。

●義務的経費 (人件費2.2%減 扶助費0.6%増 公債費9.0%増)

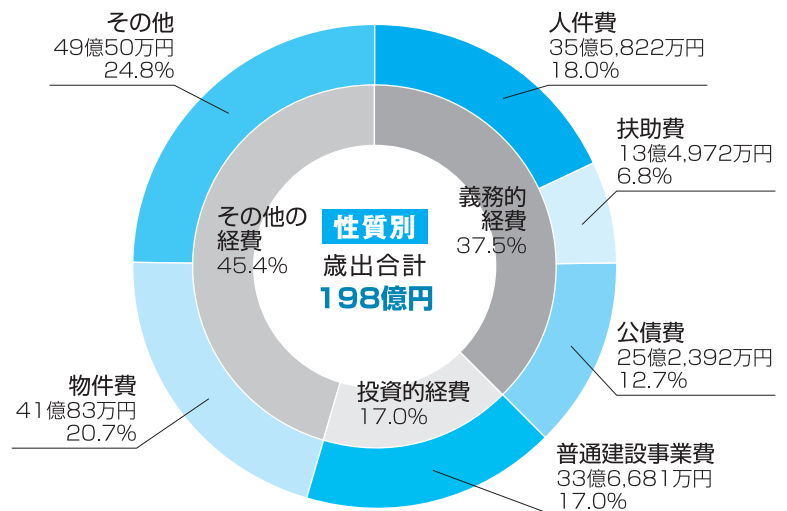
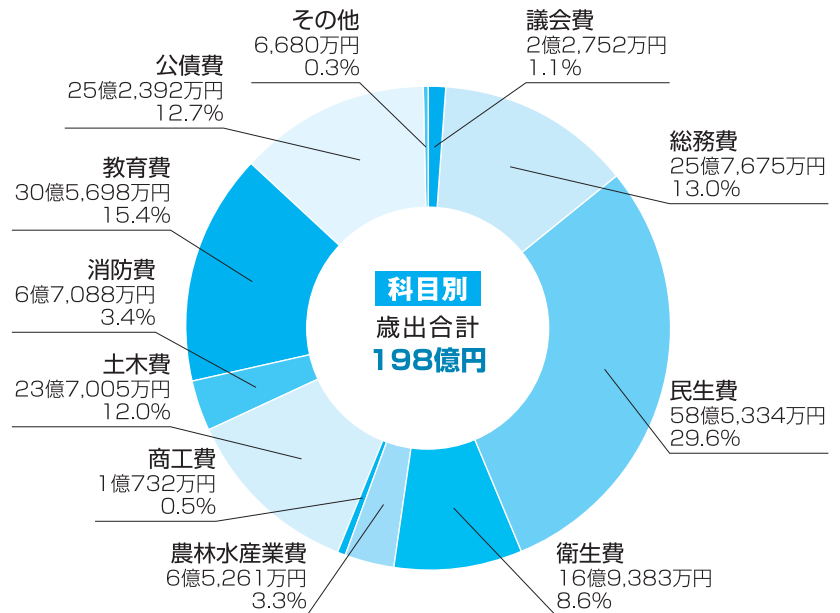
人件費、扶助費（生活保護などの各種福祉施策に係る経費）および公債費（借金返済のための経費）は義務的経費といい、支出が義務付けられている経費です。

●投資的経費（普通建設事業費29.1%増）

普通建設事業費（道路、河川および農道等の改良、小中学校等の建設など公共事業に要する経費）は投資的経費といい、道路や公共施設など社会資本として将来に残るものに支出される経費です。

●その他の経費（物件費0.8%増 繰出金15.2%増）

物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料等）は消費的経費といい、将来に形を残さない性質の経費です。繰出金は、一般会計と特別会計等の間で支出される経費です。



歳入

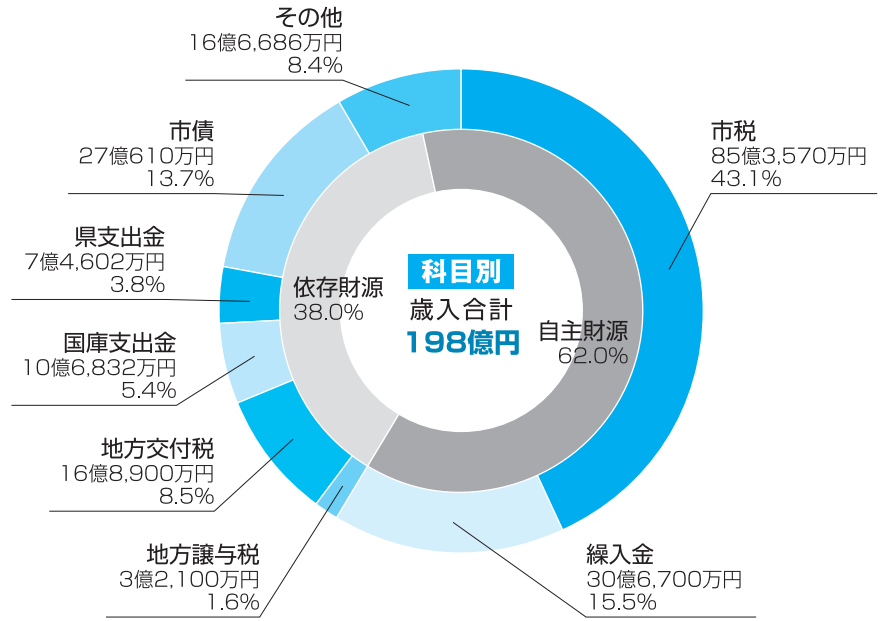
市税は、市内の自動車関連企業などの好調な業績が続くことが予測されることから、前年比4.5%増の85億4千万円としています。その一方で、地方交付税は前年比8.7%減の16億9千万円としています。

●依存財源

国、県から交付されたり、割り当てられたりする収入です。

●自主財源

地方公共団体が自主的に収入する財源です。



●総務費

庁舎、広報、徴税费、戸籍、住民基本台帳費などの経費です。前年比2.2%増。

●教育費

小中学校の学校教育やスポーツ施設、公民館、図書館など社会教育にかかる経費です。員弁西小学校建設や大安学校給食センター建設などにより、前年比26.9%増。

●民生費

障害者、高齢者、児童、生活保護など社会福祉の経費です。丹生川保育園や山郷保育園の建設などにより、前年比9.5%増。

●土木費

生活道路整備、道路維持修繕、河川、都市計画、砂防、公営住宅などの経費です。前年比2.5%増。

●公債費

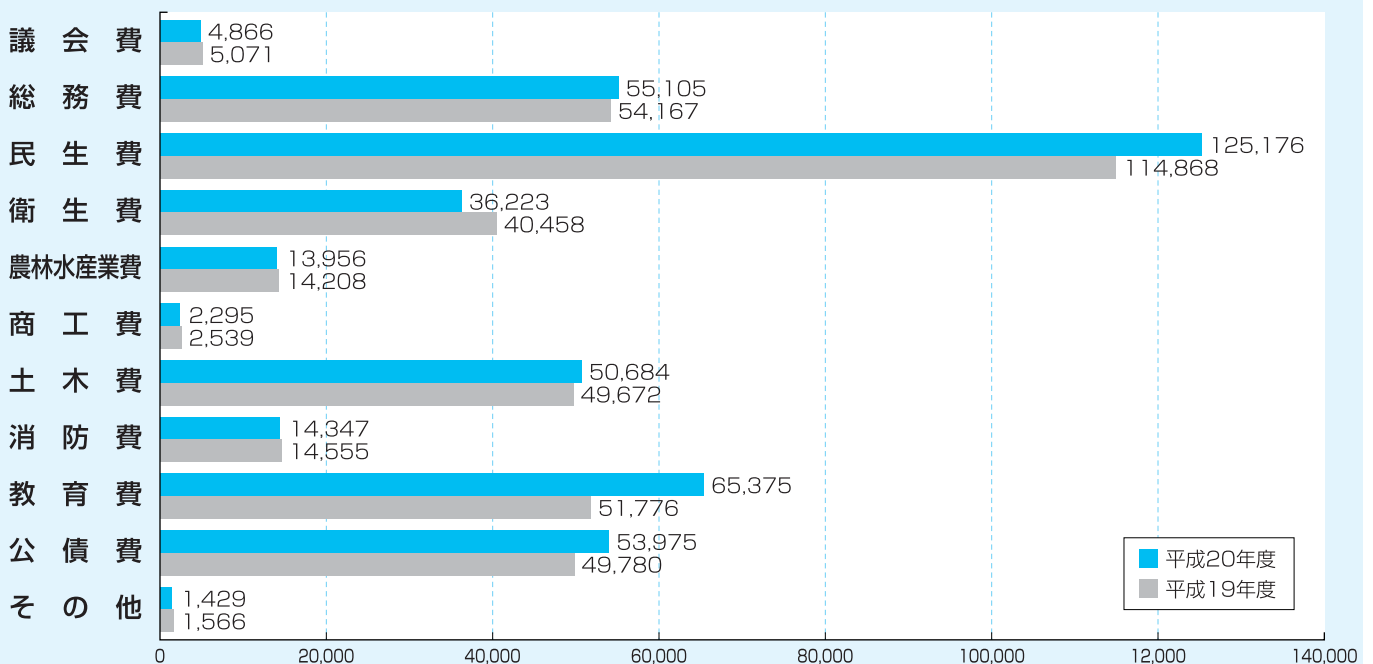
事業を実施するために借りた借金を、返済するための経費です。高金利の借金の早期返済を行うため、前年比9.0%増。

市民1人あたりで計算すると…

平成20年度：423,430円

平成19年度：398,659円

(単位：円)



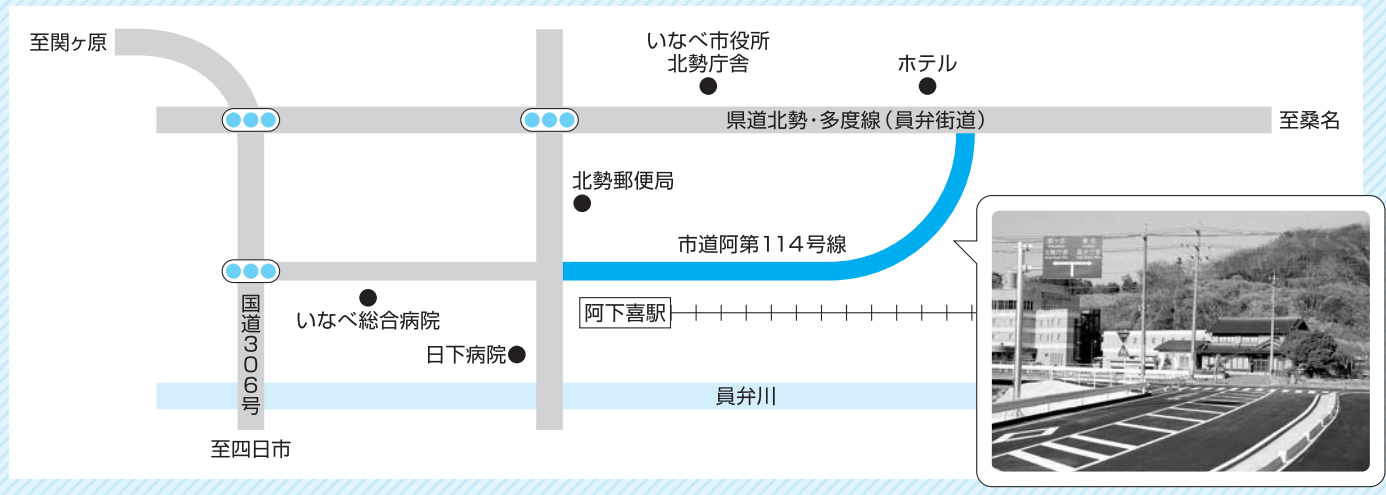
市道が開通 しました!

市では、市民生活を支え、豊かな交流を育む「いなべ」を目指し、快適な道路網の整備を進めています。多くの方々から土地の提供や事業へのご理解、ご協力をいただきありがとうございました。

これらの道路は、拠点施設間のアクセス強化、防災体制の充実、地域の活性化として、安全で円滑な道路交通を確保するため、平成15年度から取り組んできました。

市道阿第114号線(北勢町) 員弁街道からいなべ総合病院、阿下喜駅などへのアクセスルートです

延長：888m 車道幅員：6.0m 歩道幅員：3.0m

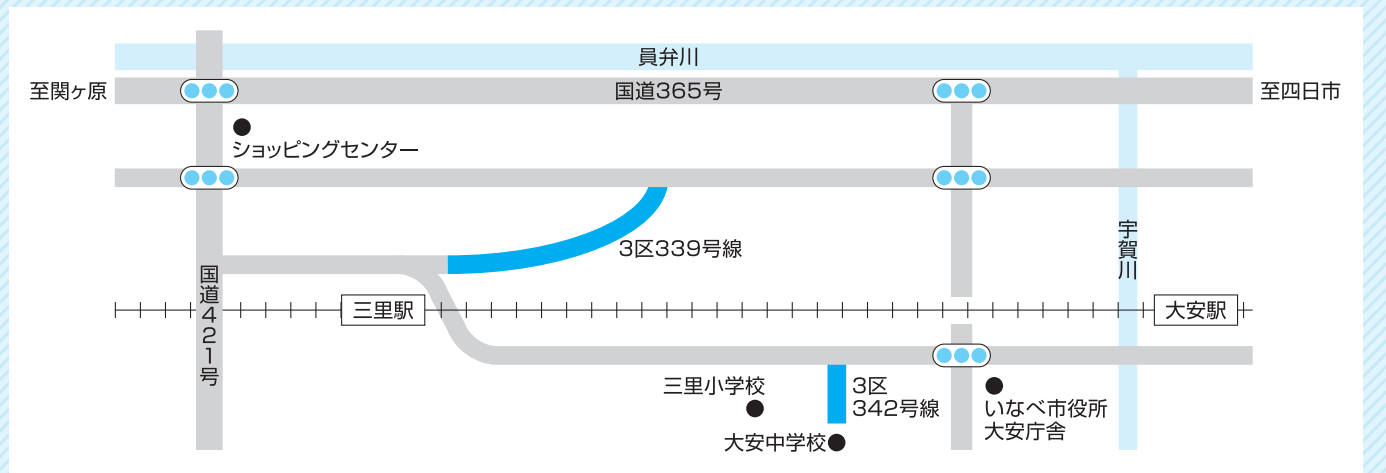


市道平塚3区339号線(大安町) 国道421号三笠橋付近の渋滞緩和のためのアクセスルートです

延長：1,090m 車道幅員：6.0m 歩道幅員：3.0m

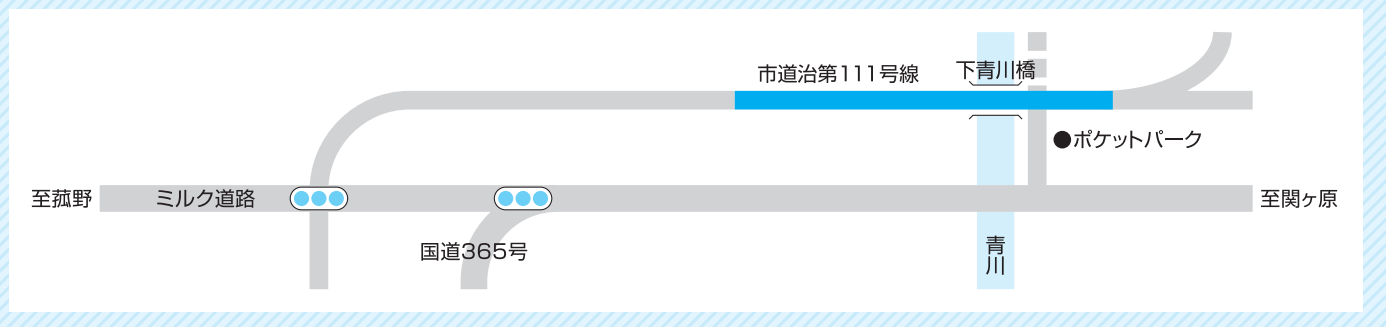
市道平塚3区342号線(大安町) 通学路の安全確保

延長：380m 車道幅員：6.0m 歩道幅員：3.0m



市道治第111号線(北勢町・大安町) 下青川橋の整備と集落間のアクセスルートです

延長：320m 車道幅員：6.0m



空き家バンク 始まる

空き家バンク制度とは…

売却や賃貸を希望する空き家の所有者から申し込みを受けた情報を、市のホームページなどで公開し、空き家の所有者と、市内への定住などを目的として空き家の購入や賃借を希望する方を結びつける制度です。

制度の目的

空き家を有効活用し定住促進を図ることで地域が活性化することを目指します。

対象となる空き家は？

市内に建築され個人が所有する空き家（近く利用しなくなる予定の空き家も含みます）。

空き家バンクに登録できる方 (売りたい方・貸したい方)

空き家の所有権があり、物件の売却や賃貸を希望される方。

空き家バンクを利用できる方 (買いたい方・借りたい方)

市内への定住または定期的な滞在を目的として空き家の利用を希望される方。

なお、当制度を利用して定住や交流などをされる方は、いなべの自然環境や生活文化などに対する理解を深め地域住民の一員として地域活性化に務めていただくことが前提となります。

その他

市は交渉や契約に関する仲介は行いませんが、空き家の所有者が安心して売却や賃貸ができるよう、下記の宅地建物取引業団体と業務協定を締結して、仲介を希望される方には、これらの団体に仲介依頼を行う予定です。

- (社)三重県宅地建物取引業協会
- (社)全日本不動産協会三重県本部

問 大安庁舎 住環境整備課 T 78-3541 F 78-1114

情報システム

3年連続県内1位 全国12位

全国の自治体の情報システムを対象とした「自治体のITガバナンス＊ランキング」(日経BP社主催)が発表されました。

成績 平成17年 県内1位 全国28位 ・ 平成18年 県内1位 全国15位

このランキングは、総合計画、地域情報化計画、行政改革大綱とセキュリティポリシーの内容を「基本戦略」「推進体制・人材育成」「予算・実行計画・評価」「調達・開発・運用」「セキュリティ・事業継続」「ユーザーとのコミュニケーション」の6つの評価で採点し、総合順位が決められました。なかでも「ユーザーとのコミュニケーション」では、市ホームページで利用いただいている「まいめる」、「図書館システム」「地理情報システム」が評価されました。これからもみなさんにとって便利で利用しやすいシステムを構築し、この高い評価を維持しながら、全国ベスト10入りを目指して頑張っていきます。

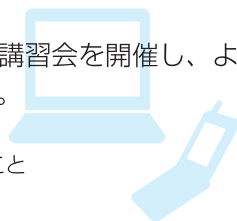


市では、ホームページで提供している各システムの使い方講習会を開催し、より多くの方に活用していただく取り組みも充実していきます。

【ITガバナンス (IT governance) とは】

ITへの投資・効果・リスクを継続的に最適化するための組織的な仕組みのこと
出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

問 員弁庁舎 法務情報課 T 74-5804 F 74-5822



めざせ!いなべ通!!

いなべ 検定入門 20

出典：目で見える学区の歴史 (阿下喜小学校PTA)

なつかりの歳時記 5月 (養蚕)

いなべの産業として、忘れてならないものに養蚕がありました。

いなべの養蚕は、江戸時代から盛んで明治、大正、昭和(40年ごろまで)と続いていました。多いところでは年に6回も蚕を飼い、座敷を養蚕部屋として使っている農家もあつたくらいです。

また、繭を袋詰めにする時などは、大人も子どもも家族全員で仕事をしたものです。今では桑畑さえ珍しくなり、寂しさを感じている人も多いのではないのでしょうか。

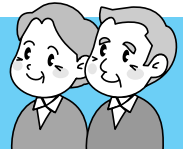


情報提供者：いなべ市の語り部 藤井樹巳さん

問 員弁庁舎 広報秘書課 T 74-5820 F 74-5821

スタート!

後期高齢者医療制度



国の医療制度改革で、4月1日から、「75歳以上の高齢者『後期高齢者』（65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入される方を含む）」の医療は、財政基盤の安定化を主要な目的として、従来の老人保健制度から、全市町が加入する広域連合を運営主体とする独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度で実施することになりました。

4月号で「資格と給付」を紹介しましたが、今月号では「保険料」を紹介します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、介護保険制度と同様に全ての被保険者一人ひとりに対して保険料を算定、賦課します。

●保険料の算定方法は？

保険料は、医療給付等を行うために必要な経費をもとに算定します。各被保険者の保険料の内訳は、被保険者均等割と所得割が基本となります。なお、所得割の算定対象所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。また、保険料の上限は年額50万円（被保険者均等割と所得割の合計）となります。

被保険者均等割額と所得割率については原則県内均一で、後期高齢者医療広域連合で2年ごとに算定します。

※平成20年度および平成21年度における被保険者均等割額と所得割率は次のとおりです。

被保険者均等割額 … 36,758円

所得割率 … 6.79%

●保険料の軽減はあるの？

◆低所得者の軽減

低所得世帯に属する方は、世帯の所得水準に応じて一定の計算に基づき保険料の被保険者均等割部分の軽減（7割、5割、2割）措置があります。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯（被保険者および世帯主）	軽減割合
33万円	7割
33万円+24.5万円×当該世帯の被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33万円+35万円×当該世帯の被保険者の数	2割

※65歳以上の方の公的年金等の所得は、その所得から15万円を差し引いて判定します。

◆被用者保険の被扶養者の軽減

後期高齢者医療に加入される前日に被用者保険の被扶養者となっていた方は、新たに保険料負担がかかることから、激変緩和のため制度加入時から2年間は被保険者均等割を5割軽減し、所得割は課しません。

※平成20年度は、経過措置として4月から9月までの6か月間の保険料は無料となり、10月から平成21年3月までの6か月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となります。

被用者保険とは？

政府管掌健康保険や、企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことで、国民健康保険は含まれません。

●保険料はどのように納めるの？

原則として、年額18万円以上の年金受給の方は年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える方やその他の事情で特別徴収されない方については、口座振替等の方法（普通徴収）で市に納めてください。なお、保険料の納期は次のとおりです。

◆特別徴収の場合 4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回（年金支給月）

◆普通徴収の場合

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

●災害にあって保険料を納めるのが困難な場合は？

災害にあった場合や生活困窮による保険料の納付が著しく困難な場合など、一定の基準に基づき、申請による保険料の減免措置があります。

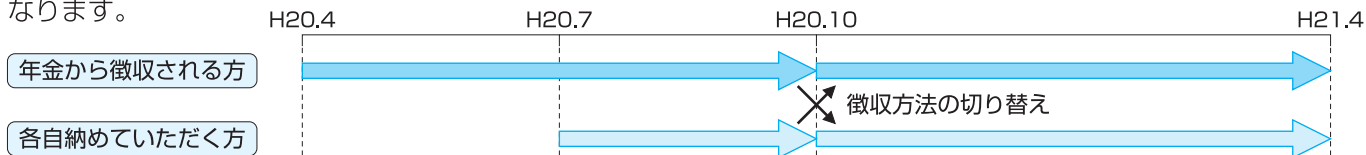
(参考) 具体的な年間保険料額の例 ※下表は一般的な例となっていますので、参考としてご覧ください。

●基礎年金受給者【基礎年金79万円】 [1人世帯の場合] 被保険者均等割：11,027円+所得割：なし=11,027円 (7割軽減)
●厚生年金の平均的な年金額の受給者【厚生年金201万円】 [1人世帯の場合] 被保険者均等割：29,406円+所得割：32,592円=61,998円 (2割軽減)
●厚生年金の平均的な年金額の夫【厚生年金201万円】とその妻 (基礎年金受給者) 【基礎年金79万円】 [2人世帯の場合] ○厚生年金受給している夫 被保険者均等割：29,406円+所得割：32,592円=61,998円 (2割軽減) ○基礎年金受給している妻 被保険者均等割：29,406円+所得割：なし=29,406円 (2割軽減)
●自営業者である世帯主と同居する方【世帯主 (子) 年収390万円、親 基礎年金79万円】 被保険者均等割：36,758円+所得割：なし=36,758円
●会社勤めの子どもと同居する方【子 政府管掌健康保険平均年収390万円、親 基礎年金79万円】 被保険者均等割：36,758円+所得割：なし=36,758円 被用者保険の被扶養者となっていた方は、次の激変緩和措置を行います。 後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額の5割を軽減し、所得割を課しません。 ※平成20年度は、経過措置として4月から9月までの6か月間保険料は無料となり、10月から平成21年3月まで6か月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となります。

●平成20年度の保険料徴収には次のような場合があります

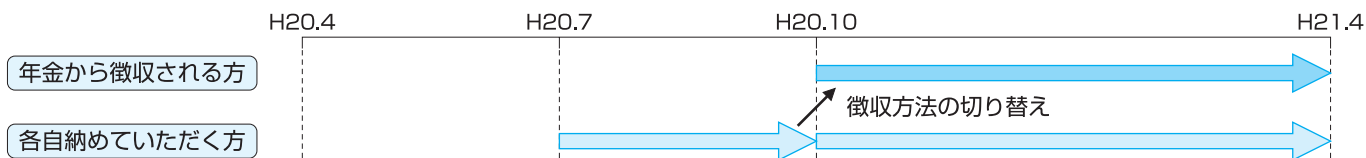
◆国民健康保険に加入されていた方

原則として、4月から、年金からの特別徴収となります。年金からの天引きができない方については普通徴収となります。



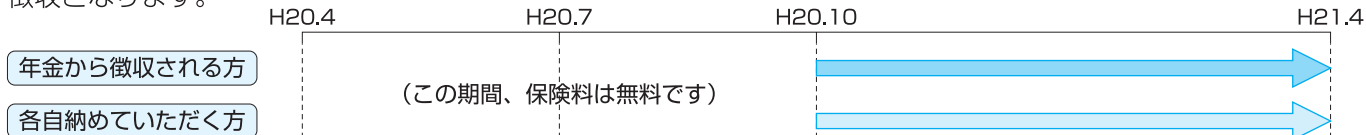
◆被用者保険の被保険者本人であった方

原則として、7月から口座振替等による普通徴収となり、10月から年金からの特別徴収に切り替わります。年金からの天引きができない方については10月以降も普通徴収となります。



◆被用者保険の被扶養者であった方

原則として、平成20年4月から9月までは保険料は無料です。平成20年10月から平成21年3月までは、被保険者均等割額を9割軽減した額が年金からの特別徴収となります。年金からの天引きができない方については普通徴収となります。



国民健康保険に加入していた方で、後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者となった方は、年金からの徴収に関する事務処理の都合により、4月から保険料が徴収されることとなります。被用者保険の被扶養者と確認次第、特別徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきますので、ご了承ください。

お知らせ

4月から特別徴収となる方には、4月上旬に保険料に関する通知（仮徴収額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られますのでご確認ください。
※年金振込通知書は、社会保険庁等の年金保険者から送付されます。

問 三重県後期高齢者医療広域連合 T 059-221-6883 T 059-221-6884 F 059-221-6881
三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.75iryu.biz-web.jp/>
問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

ひとりで悩まずお気軽にご相談ください！ 家庭児童相談室

ともに考え、ともに解決していきましょう…

子育てや家庭内の悩み・虐待・配偶者等の暴力(DV)…どうしてよいかわからないとき、身近に相談相手がないとき、まずはお電話をください。

家庭児童相談 子どものしつけ、養育、発達に関すること、家庭環境などについてご相談ください。児童虐待の相談や通報も受け付けています。

- こんな時勢なので、今の法律では、
(原因が) はっきりしないけがや
(理由の) よく分からない^{あざ}瘡があった場合、
(児童相談所や) 市役所などに、
(通告しなければならぬ) 連絡することになっています。

これは保護者や子どもたちへの支援を考えるためなのです。このような原因や理由のはっきりしないけがや瘡は家庭からのSOSだと、とらえています。

女性相談 家族関係や夫婦、ご自身のことなどをご相談ください。DVの相談も受け付けています。

母子自立支援相談 母子家庭等のお母さんが抱える悩み、経済的なこと、仕事など自立支援に関すること、子育てのことなどについてご相談ください。母子寡婦福祉資金の相談も受け付けています。

家庭児童相談室ではこのように対応しています

すべての子どもたちが、健やかに成長することを願って、子どもたちとその家族に関するあらゆる相談に応じえています。DVや女性が抱える悩みの相談、また母子家庭の自立に向けての支援も行っています。悩みごとがあるときはひとりで考えずに、誰かに話すことで気持ちが楽になるものです。一緒に解決方法を考えていきませんか？来所されるときはお電話ください。電話相談もお受けします。

日時 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (休み：土・日・祝日・年末年始)
場所 大安庁舎 家庭児童相談室 ☎78-3535 ☎78-2678

秘密厳守で相談は無料です。
お気軽にご利用ください。



▲大安庁舎1階正面左にある家庭児童相談室

就学援助制度のお知らせ

教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助しています。

- ①対象となる方** いなべ市立の小学校・中学校にお子さんが在学中の保護者の方で経済的な理由により就学が困難と認められる場合。
- ②援助の内容** 学用品費、修学旅行費、新入学用品費、学校給食費等
- ③申請方法** 援助を希望される方は、学校または教育委員会にある「就学援助申請書」に必要な事項を記入の上、通学している学校へ提出してください。
- ④申請受付期間** 4月14日(月)～5月16日(金)

※前年度受給された方も、新たに申請が必要です。
※援助を受けることができるかどうかの審査のためには、平成19年分の所得税確定申告、市民税の申告が済んでいること、または給与所得者で、勤務先からいなべ市へ給与支払報告書が提出されていることが必要です。
※審査は、世帯の収入状況を基準とし、その他の状況を総合的に判断して行いますので、ご希望に添えないこともあります。

ねんきん通信

学生の方には学生納付特例制度があります！

学生の方は、一般的に収入がない、少ないなど、保険料の納付が困難な場合があります。そのため、在学期間中の納付を所得に応じて猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

●現在、「学生納付特例」を承認されていて4月以降も引き続き同じ学校に在学中の方

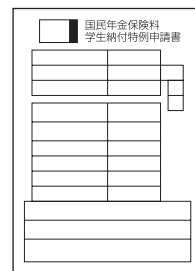


社会保険事務所から申請書(ハガキ形式)が届きます。必要事項を記入し、社会保険事務局事務センター(宛名面に記載があります)まで返送してください。

●初めて「学生納付特例」を申請される方、または社会保険事務所から申請書(ハガキ形式)が届かなかった方

市役所に申請書がありますので、手続きの際は、「学生証」か「在学証明書」を持参してください。

☆手続きは毎年度必要です！



☎教育委員会 学校教育課 ☎78-3507 ☎78-3526

☎四日市社会保険事務所 ☎059-353-5513

4月から 妊婦一般健康診査の公費負担制度が変更になります

妊婦一般健康診査（妊娠前期・後期）2回分の助成に加えて、平成19年10月から3回分の領収書を添付して窓口で申請していただいていた助成制度（1回上限5,000円）が、4月から妊娠前期・後期の一般健康診査と併せて**5回が無料**（一般健康診査以外で特別な検査や治療が必要な場合を除きます）で受診していただけるようになります。なお、県外での受診費用の助成については申請が必要ですので健康推進課へご連絡ください。



平成19年10月からお渡ししていましたが妊婦健康診査助成券（緑色の用紙）と妊婦一般健康診査票（母子保健のしおりについているものと同じ様式で3回分の用紙）を交換します。対象者にはすでに通知していますが、妊婦健康診査助成券（緑色の用紙）を必ずお持ちのうえ各庁舎総合窓口課または大安庁舎健康推進課までお越しください。

☎大安庁舎 健康推進課 T78-3517 F78-1114

平成19年度 桑員マイバック運動大抽選会 結果発表

マイバック抽選会に、多数ご応募いただきありがとうございました。

2月24日に行われた抽選会でのいなべ市の応募状況と抽選結果は次のとおりです。

今後とも桑員マイバック運動にご協力をお願いします。

	A賞[5人] 生ごみ処理機	B賞[10人] 分別ペール	C賞[15人] 保冷マイバッグ	D賞[60人] お楽しみ賞	計
いなべ市応募数	265件	100件	76件	153件	594件
いなべ市当選者	0人	4人	2人	9人	15人
桑員地区応募合計	1,541件	622件	385件	1,140件	3,688件

※当日の限定景品の交換は、360個でした。

☎北勢庁舎 生活環境課 T72-3946 F72-3748

健康推進課情報 PART46 MAY SCHEDULE

5月の予定

5月1日
～5月31日

妊婦教室

- 日 時 5月21日(水) 9:50～10:00(受付)
- 場 所 大安老人福祉センター
- 持ち物 母子健康手帳
- 内 容 妊娠・出産・育児を楽しむために

※1週間前までにご予約ください。

育児相談

- 日・場所 5月 7日(水) 北勢福祉センター
13日(火) 藤原文化センター
20日(火) 員弁健康センター
27日(火) 大安老人福祉センター

●受付時間 9:30～11:00

●持ち物 母子健康手帳

※どなたでも参加できます。身体計測のみでも可。仲間づくりの場としてもお気軽にお越しください。



1歳6か月児健康診査

- 日 時 5月8日(木) 13:15～14:15(受付)
- 場 所 員弁健康センター
- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票
- 対象者 平成18年10月16日～11月5日生および前回欠席者

※対象者には個別通知します。

2歳児歯科教室

- 日 時 5月15日(木) 9:15～9:30(受付)
- 場 所 大安老人福祉センター
- 持ち物 レジャーシート(1人用)、コップ、手鏡、母子健康手帳、普段使っている歯ブラシ、小さいバケツ
- 対象者 平成18年4月1日～平成18年5月31日生 定員20人



※染め出しをしますので、汚れてもいい服装でお越しください。
※対象者には個別通知します。

3歳児健康診査

- 日 時 5月22日(木) 13:15～14:15(受付)
- 場 所 北勢福祉センター
- 対象者 平成16年9月20日～10月10日生 および前回欠席者
- 日 時 5月29日(木) 13:15～14:15(受付)
- 場 所 員弁健康センター
- 対象者 平成16年10月11日～10月31日生 および前回欠席者

●持ち物 母子健康手帳・健康診査票・尿

※対象者には個別通知します。

☎大安庁舎 健康推進課 T78-3517 F78-1114

市では、ブックスタートからちょうど半年後、満1歳を迎えたお子さんの誕生月に、「1歳のお誕生日おめでとうございます！」と、各子育て支援センターの職員（保育士）が家庭訪問をしています。

今回はその「1歳おめでとう訪問」を紹介します。



満1歳おめでとう訪問



～ 子育ての楽しさ、苦勞を分かち合い、お子さんの成長をみんなでお祝いします ～

出産から1年が経つと赤ちゃんは見違えるように成長します。ハイハイからつかまり立ちをしたり、指差しをして「アッ…アッ…」とお話したり、引き出しの中から何でも引っ張り出すので目が離せなくなります。この時は、子育ての楽しさとたいへんさがさらに増す時期でもあります。そのほか個人差はありますが、離乳食がうまくいかない、卒乳をどうしたらいいか、夜泣き・人見知りやが激しい…等々新たな悩みが出てくる時期でもあります。そんな成長の節目に「1歳おめでとう訪問」を行っています。

対象：いなべ市に生まれ、育ち、満1歳を迎えたすべてのお子さん

「訪問」はこのようにして行われますよ！

- 1 日時を相談して訪問日を決定
- 2 子育て支援センター職員（保育士）がお子さんの家庭を訪問
- 3 お祝いのバースデイカードに記念の足型（手型）をとってプレゼント
- 4 お子さんの最近の様子や保護者とお子さんとの関係、悩み等を聞く
- 5 実家が遠かったり近くに頼る人がいなかったり等の状況の家庭にはファミリーサポートセンターや家庭児童相談室等を紹介



足型はいい記念になると好評↑



←誕生日おめでとうカード

出生

こんにちは
赤ちゃん訪問

6か月
ブックスタート

1歳おめでとう
訪問

1歳半健診

2歳



「NHKおはよう日本」で放映されました！



こんにちは赤ちゃん訪問、ブックスタート、1歳おめでとう訪問、1歳半健診と出生から1年半の間に市の事業として4回も親子と出会う機会をもてることは、全国的にも注目され高い評価を受けています。この取り組みは昨年12月19日【NHKおはよう日本】で紹介され、全国放送されました。

※訪問で知り得た個人情報は法律に基づいて取り扱われ、他に利用することは一切ありませんので安心ください。



子どもを育て親も育つ！ そして、いなべ市に根をはった子育てを…

子育ては子どもの自立を手助けし支える道のりですが、同時に親が親として育っていく道のりでもあります。子どもに個性があるように親にも個性があります。はじめから完璧な親はいないのに、理想の親を演じようとあせればあせるほど子育てが苦痛になります。我が子の「その子らしさ」を認め、家庭の生活時間や生活スタイルを考え、「多少のいいかげんさ」をむしろ大事にして子育てしていくことが大切です。かといって親子が1対1で家にこもっていても視野が狭くなってしまいます。親同士がお互いの子育ての経験の中から学び合えるように、様々な人とのかかわりを大切にして地域の人間関係を広げていきましょう。